

事務連絡
令和2年8月4日

各所属公務災害担当者各位

地方公務員災害補償基金福岡県支部

公務（通勤）に起因して新型コロナウイルス感染症を発症した場合
における公務（通勤）災害認定請求について（通知）

このことについて、職員が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、当該感染症が公務（通勤）に起因して発症したと認められるときは、地方公務員災害補償基金福岡県支部長に公務（通勤）災害認定請求を行うことにより、災害補償を受けることができますので、貴所属職員に周知願います。

なお、新型コロナウイルス感染症の発症が公務（通勤）災害として認められるのは、感染経路等から判断して当該感染症の発症が公務（通勤）に起因して発症したことが明らかな場合に限られており、認定に必要な審査資料は個別の事案ごとに異なるものと考えられます。

このことから、当該感染症に係る公務（通勤）災害認定請求をしようとする場合には、事前に当課担当者までご相談くださるようお願いいたします。

〒812-8577
福岡市博多区東公園7-7
地方公務員災害補償基金福岡県支部
(福岡県総務事務厚生課 公務災害班)
TEL 092-643-3031
FAX 092-633-3438